

階	課	業 務 内 容
4 階	まちづくり整備課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 軽微な工事の契約 ・ 公園の占用許可 ・ 屋外広告物</li> <li>・ 公園愛護会、河川ほたる愛護会 ・ 道路サポーター</li> <li>・ 公園の管理 ・ 河川（調整池）の管理 ・ 風致地区内行為</li> <li>・ 境界査定（道路、河川、水路の境界明示）</li> <li>・ 下水道管渠等の維持管理、修繕</li> <li>・ 道路（直轄国道（国道10号）を除く）の維持、補修</li> <li>・ 自転車駐輪場 ・ 放置自転車の処理 ・ 放置自動車の処理</li> <li>・ 証明書、許可等（都市計画法に基づく開発許可、道路、水路、河川工事施行承認及び占用許可など）</li> <li>・ 私道の舗装、手すり設置 ・ 私道、里道に係る下水道整備</li> <li>・ 水路（農業用水路除く）の維持管理、補修工事</li> <li>・ 公園施設の維持補修、街路樹等の植栽維持管理</li> </ul>
	農業委員会事務局（東部地区担当）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 農業委員会の庶務</li> <li>・ 農業委員会の予算及び経理</li> <li>・ 農地等の権利移動、転用の制限</li> <li>・ 農地等の利用関係の調整</li> <li>・ 農地のあっせん事業</li> <li>・ 現況証明、非農地証明</li> <li>・ 農地台帳（登載事項証明、農地関係統計）</li> <li>・ 農地賃借料情報</li> <li>・ 農業者年金</li> <li>・ 農地に係る相続税、贈与税の納税猶予に係る指導、適格者証明の発行</li> <li>・ 農業委員会だより</li> </ul>
	東部農政事務所	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 農業用施設の改良 ・ 林道の整備 ・ 農事奨励員、農事員</li> <li>・ 農産、園芸の指導、振興 ・ 水田農業の経営所得安定対策</li> <li>・ 農村、都市の交流（イベントの開催） ・ 農業の担い手育成</li> <li>・ 農振、農用地区域の変更手続 ・ 農地利用権の設定（農地の貸借）</li> <li>・ 農業の有害鳥獣 ・ 農地中間管理事業の受付</li> <li>・ ファミリー農園、農業体験農園 ・ むらづくりの支援</li> </ul>